

ライフスタイルの変化とともに、増えていく大切な家財。 万が一への備えは、十分ですか？

例 専有面積が60㎡で大人2人、子供1人、世帯主30歳のご家族の場合



家財の合計 600万円!

- インテリア・家具**
タンス、机、ソファ、カーテンなど
- 衣類**
スーツ、下着、コートなど
- 家電製品**
テレビ、DVDプレーヤー、パソコン、洗濯機、掃除機など
- 趣味用品**
ゴルフ用品、スキー用具、ゲームソフト、書籍など
- 台所用品**
冷蔵庫、電子レンジ、炊飯ジャー、食器、調理器具など
- その他、日用品など**

賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できる

お部屋の保険



マモッティ



ミハリナ

「お部屋の保険 プラス」は、賃貸入居者総合保険に費用等保障拡大特約をセットした商品のペットネームです。

- このリーフレットは、賃貸入居者総合保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払い条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続き、その他この保険の詳細内容は取扱代理店へご照会ください。
- ご契約者と被保険者（保障を受けられる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。
- 賃貸入居者総合保険の保険期間は1年もしくは2年で、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社は東京海上グループの一員であり、少額短期保険業者です。

お問い合わせ先（取扱代理店）

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135
<https://www.tmssi.co.jp/plus/>

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
大阪市淀川区宮原4-1-9
新大阪フロントビル11F 〒532-0003
<https://www.twssi.co.jp/plus/>

（引受保険会社および共同保険の幹事保険会社等につきましては、保険証券等の記載でご確認ください。）
D378(3) 2023.6(改)

地球環境保護のため、保険証券の発行省略をおすすめしています。



ご契約内容はインターネットで24時間365日ご確認いただけます。紙の保険証券発行を省略し、紙の使用量を削減することで、森林資源の保全や地球温暖化防止に貢献することができます。

※削減された経費の一部は植林プロジェクトに活かされています。



神奈川県「湘南国際村めぐりの森」

インターネットによるご契約内容の確認イメージ

※東京海上ミレア少額短期保険株式会社の例です。

詳しくは「契約者さま専用ページ」に関するご案内または『満期および更新のご案内』をご覧ください。



もし事故にあわれたら… 事故受付センター

東京海上ミレア少額短期
<https://www.tmssi.co.jp/plus/> ☎ **0120-811-333**

東京海上ウエスト少額短期
<https://www.twssi.co.jp/plus/> ☎ **0120-018-505**

受付時間
24時間・365日

- 受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。
- 【営業時間】平日 9:30～17:00
- 土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。

お引越しをされたら… お客様コールセンター

東京海上ミレア少額短期
<https://www.tmssi.co.jp/plus/> ☎ **0120-670-055**

東京海上ウエスト少額短期
<https://www.twssi.co.jp/plus/> ☎ **0120-004-593**

受付時間
平日 9:30～17:00

- 土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。
- お引越しの場合は、借戸室の変更または解約などのお手続きが必要です。解約により**保険料を返還する場合があります**ので、お早めにご連絡ください。

※保険金のお支払い条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続き、その他この保険の詳細内容は取扱代理店へご照会ください。

解約の場合の返還保険料の計算方法

保険契約を解約（保険契約者による解除）される場合の返還保険料は、次の算式のとおりです。計算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}}{\text{保険期間(月数)}}$$

※注1
※注2
※注3

※注1…契約初期費用（保険契約の締結などに要した費用）
※注2…「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1か月未満の端数は1か月に切り上げます。例）保険期間開始日から、6か月と10日で解約する場合は、7か月となります。
※注3…「保証業者等扱特約条項」が付帯されている場合、保険契約の解約に際し、家賃債務保証業者等の保険料を収集する者が立て替えている保険料があるときには、弊社がこの者に対して解約返還保険料を支払うことがあります。また、返還保険料の計算式は上記と異なります。

保険金額（契約タイプ）の選択

ご契約にあたっては、家財の再取得価額の目安に基づいて、契約タイプをご選択いただけます。家財保障につきましては、家財保険金額が保障の上限となり、実際に存在する家財の再取得価額に不足している、万一の場合に十分な保障が受けられない可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際に存在する家財の再取得価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。家財の再取得価額は、借戸室の広さを目安にお決めください。

■家財簡易評価表

借戸室の広さ（専有面積）	30㎡未満	30～50㎡未満	50～80㎡未満	80㎡以上
参考間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK	4K、4DK、4LDK
家財の再取得価額の目安	～500万円	250～800万円	300～1000万円	500万円～

保障内容は中面をご覧ください

お部屋の保険 プラス

賃貸住宅での暮らしを幅広くサポートします。

『お部屋の保険 プラス』は居住用賃貸住宅にお住まいの方を対象とし、入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障を幅広くセットした商品です。

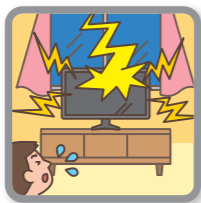
このリーフレットは各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

家財を保障

借戸室内の被保険者所有の家財が、次の1から10までの事故によって損害を被った場合に、**家財保険金**をお支払いします。



1 火災
失火やもらい火など



2 落雷



3 破裂・爆発
ガス爆発など



4 落下・飛来・衝突・倒壊
建物外部からの物体による



5 水濡れ
給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ



6 騒乱・労働争議
暴力行為・破壊行為



7 盗難※1
窃盗・強盗など



8 風災・雹災・雪災※2
台風・豪雪など



9 水災※3
床上浸水など



10 破損・汚損※4
1～9以外の不測かつ突発的な事故

※1:現金の盗難は20万円限度。預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度かつ1回の事故につき100万円限度
 ※2:自己負担額5千円(損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。)
 ※3:家財保険金額の10%が限度
 ※4:1回の事故につき50万円限度(自己負担額3万円)
 *借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器など)も家財として保障します。

お支払いします

- タバコの火の消し忘れて火災を起こし、家具や洋服を焼失してしまった。
- 隣家の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

お支払いできません

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあつたカメラを盗まれてしまった。

賠償責任を保障



入居者賠償責任保障

次の①～③に該当する事故により、借戸室を損壊させまい、**大家さんに対する法律上の損害賠償責任を負う場合**
 ①火災 ②破裂・爆発
 ③給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ

*借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く状態で加害事故を起こした場合、監督義務者の損害賠償責任についても保障します。



個人賠償責任保障

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合
 ①借戸室の使用または管理に起因する事故
 ②被保険者の日常生活に起因する事故(注)
 (注) 保険証券記載の被保険者およびその同居の親族である被保険者についてのみ保障します。

お支払いします

- 洗濯機のホースが外れて漏水し、借戸室の床に損害を与えた。
- タバコの火の消し忘れて火災を起こし、借戸室を焼失させた。

お支払いできません

- 共用部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。

お支払いします

- トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。

お支払いできません

- 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。

修理費用等を保障



1～9のいずれかの事故による借戸室の修理費用
1～9の事故による借戸室の損害を被保険者が貸主との契約に基づきまたは緊急的に修理した場合



特定設備等修理費用(次の特定設備が破損し修理した場合)
 ①洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物
 ②借戸室に同戸室の一部として備え付けられた①以外の設備(給排水設備、台所設備、電気・照明設備、空調設備等)
 ③借戸室の内装、建具類
 *自己負担額1万円



取付けガラスの修理費用
 借戸室の取付けガラスが破損し修理した場合



専用水道管修理費用
 水道管の凍結により損害が生じ修理した場合
 *30万円限度

凍結再発防止費用
 借戸室専用水道管の凍結事故が発生し、その箇所に再発防止処理を施す場合
 *1回の事故につき1万円限度



ドアロック交換費用
 いたずら等による、ドアロック(錠)に対する破壊、または借戸室のカギを外出先で盗まれた場合
 *1回の事故につき3万円限度



遺品整理費用
 被保険者が死亡し、借戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理費用を被保険者(相続人・保証人を含みます。)が負担した場合
 *50万円限度

死亡による修理費用
 被保険者の死亡により、借戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者(相続人・保証人を含みます。)が負担した場合
 *50万円限度

お支払いします

- 化粧瓶を落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロックを交換した。
- 急激な寒暖差で網入りガラスにヒビが入った。

お支払いできません

- 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロック(錠)を交換した。
- 絵画を飾るために壁に釘を打った。退去の際に原状回復を求められて、修理費用が発生した。
- 日常生活により床が磨耗した。

いろいろな出費をサポート

家財保険金をお支払いする場合において以下の費用をお支払いします。



臨時宿泊費用
 事故により電気ガス等が止まり一時的に有料宿泊施設を利用した場合
 *1室1泊3万円限度かつ14泊まで、1回の事故につき20万円限度。



被災転居費用
 建物に半損以上の損害が生じ、居住ができなくなった際に次の①②の費用が生じた場合
 ①転居先の賃貸借契約に必要な諸費用 ②転居先への引越費用
 *1回の事故につきそれぞれ20万円限度



残存物取片づけ費用
 損害を受けた残存家財の取り壊し、搬出、処分に必要な費用が生じた場合
 *1回の事故につき家財保険金の10%限度



失火見舞費用
 借戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合
 *被災世帯数×10万円。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%限度



地震災害費用
 借戸室が属する建物が地震等で全損となり家財も全損となった場合
 *1回の事故につき20万円

お支払いします

- 借戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借戸室が全損となり、家財も全損となった。

お支払いできません

- 誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いためホテルに宿泊した。